

日医発第 1198 号 (総 178)

令和 2 年 3 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義



公益法人における定期提出書類の提出期限について

平素は本会会務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご高承の通り、公益法人は毎事業年度開始日の前日までに、当該事業年度の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、行政庁へ提出する必要があります。

当該書類の作成にあたっては、定款上、社員総会（代議員会制を敷く法人においては代議員会）での承認事項としている法人もあると承知しております。

その中で、新型コロナウイルス感染症の国内発生の影響から、「社員が集まって総会を開催することは困難」、「法人法第 5 1 条及び第 3 8 条第 1 項第 3 号に基づき書面による議決権行使を認めるとして開催を仕切り直すとしても、その準備や手続きに要する日程の確保が難しい」などの意見があがっていると聞き及んでおります。

こうした状況を受けて、本会では去る 3 月 9 日、担当であります 大塚 拓内閣府副大臣と今村副会長が面談し、定期提出書類の提出期限の延長について、要望いたしました。

大塚副大臣からは、法定事項であるため期限の延長を行うことは難しいとしながらも、①定期提出書類が期限を過ぎても提出されない場合、通常であれば認定法第 2 7 条第 1 項に基づく「報告徴収」を求めることになるが、合理的理由があれば直ちにそれを求めない運用で対応を進めたい、②また、都道府県に対しても同様の運用を求めていくので、上記問題を抱えている医師会があれば、都道府

県の担当窓口にはまずご相談いただきたい、③その際、なにか問題があれば内閣府まで問い合わせるよう求めていただきたい、との回答をいただきました。

これを受けまして、本会からは当該運用に係る正式な通知の発出と周知等を重ねてお願いしたところです。

以上、取り急ぎ情報提供いたしますとともに、貴会管内郡市区等医師会への周知方につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況次第では、定時社員総会の開催にまで影響が及ぶこととなります。この場合、毎事業年度経過後3ヶ月以内に行政庁への提出が求められております、計算書類等（貸借対照表及び損益計算書、事業報告並びにこれらの附属明細書（監査報告又は会計監査報告を含む。）をいう。）のほか、公益目的支出計画実施報告書の提出にも関係してまいりますので、公益法人のみならず移行認可法人においても留意が必要です。

本会といたしましては、今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努める中で、本件につきましても引き続き注視し、然るべき対応にあたってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。